

8月開催

小規模事業者向け(概ね従業員20名以下)

雇用調整助成金等の無料個別相談

6月30日までに実施した休業の雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金の申請書の提出期限が8月31日までとなっています。

雇用調整助成金等は5月19日に発表された「小規模事業者向け」の申請書方法により申請件数が急速に伸び、沖縄県内では申請件数が7,000件を超える状況です。

グッジョブ相談ステーションでは、これまでに申請書類の作成が中断している方、断念した方を対象に申請書類の作成、添付書類のアドバイスを行います。まずはお気軽にお問い合わせください。

こんな方に
おすすめです

- 4月～6月に休業し従業員に休業手当を支給した
- 一度、労働局などで相談したが申請書類の作成が進んでいない
- 労働保険に加入している
- 8月31日までには申請書類を揃えて提出したい

雇用調整助成金

事業縮小により、労働者に一時的に休業等をさせた場合に支払う、休業手当の一部を助成する国の制度

緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金の対象外(雇用保険被保険者以外)のアルバイト・パートの方の休業手当を助成する国の制度

休業支援金・給付金

休業手当を受けることができなかった労働者が自らの申請により給付金を受ける国の制度

労務管理関係

休業を行った場合の労務管理(賃金台帳、シフト表、労働者名簿、給与明細等)についてアドバイスします。

【日 時】 8月の毎週木・金曜日

10時～17時

【場 所】 グッジョブ相談ステーション

〒900-0021 那覇市泉崎1-20-1 カフーナ旭橋A街区6階

【対 象】 事業主、担当者

【相談にあたって】

作成途中の申請書や添付する関係書類をお持ち頂けると便利です。お持ちしなくても相談可能です。

※お車でお越しの際は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

【申込み・お問合せ先】

事業主向け雇用支援事業 事務局
(グッジョブ相談ステーション)

TEL:098-941-2044 (担当:安里、矢幡)
メール: info@goodjob-station.okinawa

●お申込み方法: お電話、メール、FAX(下記申込欄をご記入の上)にてお申込みください。

FAX 申込書

グッジョブ相談ステーション行

FAX: 098-917-2080

企業名:

参加者名:

電話番号:

e-mail:

■相談日と時間の2か所をチェックして下さい。

- ① 日にち⇒ 8/6(木)、8/7(金)、8/13(木)、8/14(金)、8/20(木)、8/21(金)、8/20(木)、8/21(金)
- ② 時間⇒ 10時、11時、13時、14時、15時、16時